

(付録) Digital Single Market 著作権指令 概訳

2019 年度 著作権委員会

本資料は、EU において 2019 年 4 月に成立した Digital Single Market 著作権指令¹⁾の全文訳である。下線部は 2016 年 9 月に欧州委員会(European Commission)が公表した著作権改正法案から変更又は追加された箇所を示す。なお、各条項はいずれも筆者による参考訳(概訳)であり、何らの法的解釈を保証するものではない。

I 編 一般条項

1 条 主題及び範囲

1. 本指令は、特にデジタル保護対象のコンテンツに関する越境利用を考慮し、EU 域内市場における著作権及び隣接権のフレームワークをより EU において調和させることも目的としている。又ライセンスの促進において、著作物及び著作物以外の保護対象物の活用のための市場をより機能させることを担保するための規則と同様に、著作権及び隣接権に関する例外及び制限も、本指令において定めている。
2. 24 条で規定される場合を除き、本指令は損ねられることなく、又本領域における既存の指令 96/9/EC, 2000/31/EC, 2001/29/EC, 2006/115/EC, 2009/24/EC, 2012/28/EU 及び 2014/26/EU 等に影響を与えるものではない。

2 条 定義

本指令において、以下の定義が適用される。

- (1) 研究機関とは、図書館を含む大学、科学研究を含む教育機関もしくは他の組織、又は科学研究もしくは科学研究の実施を含む教育活動の実施を第一の目標とする、(a) 原則非営利、又は全利益を自身の科学研究へ再投資するもの、又は (b) 加盟国における公共の利益を追求するものとし、当該組織に決定的な影響を与える組織が、当該科学研究により生成された結果へのアクセスの優先権を持たないものをいう。
- (2) テキスト&データマイニングとは、パターン、傾向及び相関性を含むがこれに限られない情報を生成するためのデジタル形式のテキスト及びデータを分析する目的で自動化された自動分析技術をいう。
- (3) 文化遺産機関とは、公衆がアクセス可能な図書館又は博物館、アーカイブ又は映像もしくは音声遺産機関をいう。
- (4) 報道出版物とは、主に報道的性質の文章の著作物で構成される集合物をいうが、その

他の著作物等も含み、(a) 新聞、一般・専門誌等の定期又は日刊出版物に含まれる個々のアイテムを構成し、(b) ニュースその他のトピックに関する情報を含む一般大衆に提供する目的をもち、かつ (c) サービス提供者のイニシアチブ、編集責任及びコントロール下で出版される媒体をいう。科学出版物のような、科学又は学術的目的で発行される定期誌は、本指令における報道出版物に含まれない。

- (5) 情報社会サービスとは、指令 2015/1535 の 1 条 (1) 項 (b) の意味のサービスを意味する。
- (6) オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダとは、営利を目的として構成されかつ促進されるユーザからアップロードされた著作物等を大量に保管し、それらへの公衆アクセスを主な目的又は主な目的の一つとする情報社会サービスの提供者をいう。非営利のオンライン百科事典、非営利の教育・科学格納庫、オープンソースソフトウェア開発・共有プラットフォーム、指令 2018/1972 にて定められる電気通信サービスプロバイダ、オンライン市場、B to B クラウドサービス及び自己利用コンテンツアップロードクラウドサービスプロバイダは、本指令におけるオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダに含まれない。

II 編 デジタル・越境環境への例外規定・権利制限規定の適用措置

3 条 科学研究目的のテキスト&データマイニング

1. 加盟国は、研究機関及び文化遺産機関による科学研究目的のテキスト&データマイニングに必要な適法に入手した著作物等の複製及び抽出に関し、指令 96/9/EC 5 条(a)並びに 7 条 1 項、指令 2001/29/EC 2 条及び本指令 15 条 1 項に定める権利につき例外規定を定めなければならない。
2. 前項に則り作成された著作物の複製等は、適切なセキュリティレベル下に保管されなければならない、研究結果の検証を含む科学研究目的で保持することができる。
3. 権利者は、著作物等が運用されているネットワークとデータベースの安全及び完全性を保証する手段を講じることができる。当該措置は当該目的の達成に必要な範囲を超えてはならない。
4. 加盟国は、権利者、研究機関及び文化遺産機関に対し、前二項で述べた措置及び義務の適用に関して両者で合意したベストプラクティスを定めることを奨励しなければならない。

4 条 テキスト&データマイニングのための例外及び制限 (新設)

1. 加盟国は、テキスト&データマイニングの目的で、適法に入手した著作物等の複製及び抽出のために、指令 96/9/EC 5 条(a)、7 条(1)、指令 2001/29/EC 2 条、指令 2009/24/EC 4 条(1)(a)及び(b)並びに本指令 15 条(1)で規定される権利に対する、例外

又は制限を定めなければならない。

2. 前項に従い行われた複製及び抽出は、テキスト&データマイニングの目的で必要な間、保持されることができる。
3. 1項で規定される例外又は制限は、権利者が、オンラインで公衆に利用可能なコンテンツの場合機械で読み取れるような適切な方法で、当該1項で規定される著作物等の使用を明示的に留保していないことを条件に適用される。
4. 本条は本指令3条の適用に影響を与えない。

5条 デジタル・越境教育活動における著作物等の利用

1. 加盟国は、教育での説明目的に限定され、かつ非商業目的の範囲内で、次の条件下で、著作物等のデジタル利用を行うことに関し、指令 96/9/EC 5条(a), (b), (d) 及び(e) 並びに 7条(1), 指令 2001/29/EC 2条及び3条, 指令 2009/24/EC 4条(1), 並びに本指令 15条(1)で規定される権利に対し、例外及び制限を定めなければならない。(a)教育機関の責任下で、敷地内もしくは他の場所で行われるか、又は当該機関の生徒又は学生及び教師のみがアクセス可能な安全なネットワークを通じて行われかつ(b)それが不可能と判明しない限り、著作者名等の出所表示を付記する。
2. 7条1項の定めにもかかわらず、加盟国は、ライセンス市場において前項に定める権利許諾が容易に利用可能で、かつ教育機関の特有のニーズを十分に満たしている場合、前項の例外又は制限が、適用されないこと、又は楽譜、又は教育市場を念頭に置いた素材等の特定の用法又は種類の著作物等について適用されないものとして定めることができる。前段の規定を利用する加盟国は、教育機関のために前項に定める権利許諾が適切な方法で利用可能かつ可視的であることを保証するための、必要な手段を講じなければならない。
3. 本条に従って採択された国内法の定めにより、教育での説明のみの目的で安全な電子環境を通じて行われる著作物等の利用は、当該教育機関が設立された加盟国においてのみ、行われたとみなす。
4. 加盟国は、1項に則った著作物等の利用に対して、権利者のために公正な補償を提供することができる。

6条 文化遺産の保護

加盟国は、指令 96/9/EC 5条(a)及び7条1項, 指令 2001/29/EC 2条, 指令 2009/24/EC の4条1項(a)並びに本指令 15条1項に定める権利の例外規定として、文化遺産機関が、恒久的に当該文化遺産機関のコレクションに属する著作物等を、いかなる形式・媒体でも、当該著作物の保存目的のみかつ保存に必要な範囲内で、複製できることを定めなければならない。

7条 共通条項

1. 3条, 5条及び6条で規定される例外規定に反する契約の規定は全て履行を強制しえない。
2. 指令 2001/29/EC 5条5項は, 本編の例外及び制限に適用される。指令 2001/29/EC 6条4項第1段落, 第3段落及び第5段落は, 本指令3条から6条に適用される。

Ⅲ編 コンテンツへのアクセス拡大に向けたライセンス実務の改善措置

8条 文化遺産機関による商業外著作物等の利用

1. 加盟国は, 集中管理団体が, 権利者からの委任に従い, 文化遺産機関が恒久的に有する商業外著作物等の複製, 頒布, 公衆への伝達, 又は公衆への利用可能化に関する非商業目的の非独占ライセンス契約を, ライセンス対象となる全ての権利者が集中管理団体に委任しているかどうかに関わらず, 次の条件に限り, 当該文化遺産機関と締結できることを定めなければならない。
 - (a) 当該集中管理団体が, その委任に基づき, 当該著作物等に関係ある分類における権利者及び当該ライセンスの対象の権利の十分な代表者であり,
 - (b) 当該ライセンスの条件に関して, 全ての権利者の平等な取り扱いが保証されている。
2. 加盟国は, 文化遺産機関が恒久的に有する商業外著作物等を, 非商業目的で利用できるようにするために, 次の条件に限り, 指令 96/9/EC の5条(a), (b), (d)及び(e)並びに7条1項, 指令 2001/29/EC 2条及び3条, 指令 2009/24/EC 4条1項, 及び本指令 15条1項に規定されている権利の例外又は制限を定めなければならない。
 - (a) 不可能であることが判明しない限り, 著者又はその他の識別可能な権利者の名前が表示されている, かつ,
 - (b) 当該著作物等が, 非商業の Web サイトで利用可能化されている。
3. 加盟国は, 2項に規定する例外又は制限が, 1項の(a)に定める条件を満たす集中管理団体が存在しない分類の著作物等にのみ適用されることを定めなければならない。
4. 加盟国は, 全ての権利者が, いつでも, 一般的又はライセンスの締結後あるいは当該利用開始後を含む具体的事例かを問わず, 容易かつ効果的に, 1項に定める許諾手続き, 又は2項に定める例外若しくは制限の適用から, 自己の著作物等を排除できることを定めなければならない。
5. 著作物等は, 公衆が入手できるかどうか判断するために合理的な努力が払われた後に, 当該著作物等の全部が, 通常の商業販路から公衆が入手できないと善意に基づいて推定できる時に, 商業外とみなされる。

加盟国は, 著作物等が1項に基づくライセンスがなされうるか, 又は2項に定める例外若しくは制限の下で利用されうるかの判断に, 期限を設ける等, 具体的な要件を定

めることができる。当該要件は、必要かつ合理的なものを超えてはならず、かつ全著作物等が商業外であると合理的に推測される場合において、著作物等の全体を商業外状態と決定できることを排除してはならない。

6. 加盟国は、文化遺産機関が設立されている場所の加盟国を代表する集中管理団体から、1項に規定されたライセンスが得られることを定めなければならない。
7. 本条は、5項に規定された合理的な努力に基づき、商業外著作物等の作品が主に以下のものから構成されているという証明がある場合には適用されない。
 - (a) 映画又は視聴覚の著作物以外で、第三国で最初に発行されるか、又は発行行為がなければそれらが最初に放送された著作物等
 - (b) 制作者の本社又は居住場所が第三国にある映画又は視聴覚の著作物 又は
 - (c) 合理的な努力の後も、上記(a)及び(b)に従って加盟国又は第三国を決定できない第三国の国民の著作物等

第1段落の規定に拘わらず、本条は、集中管理団体が1項(a)の意味において、関連する第三国の権利者を十分に代表している場合には、適用されるものとする。

9条 越境利用

1. 加盟国は8条に従い許諾されるライセンスが、どの加盟国においても、文化遺産機関による商業外著作物等の利用ができることを保証しなければならない。
2. 8条2項に規定する例外又は制限に基づく著作物等の利用は、その利用責任を持つ文化遺産機関が設立されている場所の加盟国においてのみ発生するとみなす。

10条 公表措置

1. 加盟国は、8条1項に従い許諾されるライセンスが及ぶ、又は8条2項に規定されている例外もしくは制限に基づき使用される商業外著作物等を特定するために、文化遺産機関、集中管理団体、又は関連する公的機関からの情報並びに8条4項で言及する権利者が利用可能な選択肢に関する情報を、又利用可能かつ関連する場合には、ライセンスの当事者、対象地域、及び使用方法に関する情報を、ライセンスに従い、又は例外もしくは制限の下で著作物等が頒布、公衆への伝達又は公衆に利用可能化される少なくとも6ヶ月前に、単一の公開オンラインポータル上で恒久的に、容易かつ効果的にアクセス可能にすることを保証しなければならない。

前項に規定するポータルは、規則386/2012に従い欧州連合知的財産庁によって設立及び運営される。

2. 加盟国は、権利者の一般的な認識のために必要であれば、集中管理団体が8条に従って著作物等をライセンスする能力、付与されたライセンス、8条2項に規定されている例外又は制限の元での利用、及び8条4項で言及されている権利者が利用可能な選択肢に関して、追加の適切な公表措置をとることを定めなければならない。

この段落の第一副段落で言及される適切な公表措置は、8条1項に従ってライセンスが求められている加盟国で、又は、8条2項に規定されている例外もしくは制限に基づく利用の場合は文化遺産機関が設立された加盟国において取られなければならない。著作物等の出所等、他の加盟国又は第三国において権利者の認識をより効率的に高めることができる」と示す証拠がある場合、当該公表措置はそれらの加盟国及び第三国にも及ぶものとする。

11条 利害関係者間の対話

加盟国は、8条5項に従って具体的な要件を設定する前に、各分野において権利者、集中管理団体及び文化遺産機関と協議しなければならない、又、8条1項に規定される許諾手続きの妥当性及び有用性を促進するために適切性と利便性を醸成するために、集中管理団体を含む代表的な利用者と権利者の組織、及びその他関連するステークホルダー組織と間で、各部門別に、定期的な対話を奨励しなければならない。

12条 拡張効果を有する集中許諾（新設）

1. 加盟国は、自国領土内における利用に関する限り、かつ、本条により規定される保護条項に従う限り、指令2014/26/EUを実行に移す国内規定に従う集中管理団体が権利者からの委託に従って著作物等の利用のためにライセンス契約を締結する場合には、
 - (a) 当該契約が、譲渡、ライセンス、又はその他の契約上の取り決めによって、当該集中管理団体に権利者を代理する権限を与えていない権利者の権利に適用するために、拡張され得ること、又は
 - (b) 当該契約に関して、当該集中管理団体は、当該集中管理団体に権利者を代理する権限を与えていない権利者を代理する法的権限を有するか、当該権利者を代理するものと推定されること、を定めることができる。
2. 加盟国は、1項で言及される許諾手続きは、権利者から個々に権限を得ることがその利用の性質上又は関係する著作物等の種類の性質上、通常は煩雑であり、かつ、必要な取引を起りにくくする程度に実現困難である、明確に定義された利用分野においてのみ適用されることを保証しなければならない、さらに、そのような許諾手続きは権利者の正当な利益を保護することを保証しなければならない。
3. 1項の目的のために、加盟国は以下の保護条項を定めなければならない。
 - (a) 集中管理団体は、委任された権限を基礎として、著作物等の関係ある種類についての権利者、及び、ライセンスの対象となる権利を、関係のある加盟国のために、十分に代理すること
 - (b) 全ての権利者は、ライセンス条件に関するものも含めて、平等な取り扱いが保証されること
 - (c) ライセンスを与える集中管理団体に権限を与えていない権利者は、いつでも、簡

単かつ効果的に権利者の著作物等を本条に従って設立された許諾手続きから除外することができること及び

- (d) ライセンスの下で著作物等が利用される前の合理的な期間、集中管理団体が著作物等をライセンスする能力、本条に従ってなされたライセンス、及び、(c)に言及される権利者の選択肢、を権利者に知らせるための適切な周知の手段を講じていること。周知の手段は権利者に個別に知らせる必要なく効果的であるものとする。
4. 本条は、例外又は制限を許容する条項を含む、EU 法の他の条項に従い拡張された効果を有する集合許諾手続きの適用に影響を与えない。本条は、権利の強制的集合管理には適用されない。指令 2014/26/EU 7条は本条に規定する許諾手続きに適用されるものとする。
5. 加盟国が国内法において本条に従い許諾手続きを規定する場合、当該加盟国は欧州委員会に対して、対応する国内条項の適用範囲、当該条項の下導入され得るライセンスの目的及び種類、許諾手続きに従ってライセンスを発行する集中管理団体の詳細な連絡先、及び、ライセンス付与及び3項(c)に言及された権利者が入手可能なオプションの情報を入手することができる手段、を通知しなければならない。欧州委員会は当該情報を公開する。
6. 5項に従って受領した情報及び指令 2001/29/EC 12(3)により設立された連絡委員会における議論に基づき、欧州委員会は 2021 年 4 月 10 日までに欧州議会及び欧州理事会に、第1項に言及する許諾手続きの欧州連合における利用、許諾及びライセンスを付与する集中管理団体の構成員ではない権利者又は他の加盟国の国民又は住民である権利者を含む権利者への影響、文化的コンテンツの普及の促進にあたっての許諾手続きの効果、サービスの国境を超えた提供と競争を含む許諾手続きの国内市場への影響について、報告書を提出しなければならない。当該報告書には、適切な場合、そのような国内手続きの国境を越える効果を含む立法案が付随する。

13条 交渉メカニズム

加盟国は、ビデオオンデマンドサービスにおいて視聴覚著作物を利用できるようにするための契約の締結を求めるとき、権利のライセンスに関して困難に直面している当事者が中立の団体又は調停人の支援を受けられることを保証しなければならない。本条の目的のために加盟国により設立され又は指定された中立の団体又は調停人は、交渉への助力を当事者に提供し、当事者の契約締結に向けて、適切な場合、当事者への提案を提出することによることを含み、支援しなければならない。加盟国は、欧州委員会に対して、前段に定める団体又は調停人を、2021 年 6 月 7 日までに通知しなければならない。加盟国が調停によることを選択した時は、欧州委員会への通知は少なくとも、入手可能な場合は、委託された調停人の関連情報を入手することができる情報源を含めなければならない。

14条 パブリックドメインにおける視覚芸術の著作物（新設）

加盟国は、視覚芸術の著作物の保護期間が満了したときは、複製行為の結果生じた素材がそれが著作者自身の知的創作物という意味においてオリジナルではない限り、当該著作物の複製行為の結果生じたあらゆる素材は著作権又は関連する権利の対象とはならないことを定めなければならない。

IV編 十分に機能する著作権取引市場の成立に向けた措置

15条 オンライン利用に関する報道出版物の保護

1. 加盟国は、加盟国で設立された報道出版者に対して、情報社会サービスプロバイダによる報道出版物のオンライン利用について指令 2001/29/EC 2条及び3条2項に規定する権利を与えなければならない。1段落に規定する権利は、個人利用者による報道出版物の私的又は非商用的な使用には適用されない。1段落の規定に基づき許諾される保護はハイパーリンクを作成する行為には適用されない。1段落に規定する権利は、個々の単語の使用や報道出版物の非常に短い引用には適用されない。
2. 1項に規定する権利は、報道出版物に含まれる著作物等について、EU法が権利者に与える権利を傷つけることなく、いかなる影響も与えない。1項に規定する権利は、その権利者に対して行使することはできず、特に、著作物等が含まれる報道出版物から独立してそれらを利用する権利を権利者から奪うことはできない。著作物等が非独占的許諾に基づき報道出版物に含まれている場合、1項に規定する権利は、他の許諾を得た利用者が利用する権利を禁止するために行使されてはならない。1項に規定する権利は、保護期間が満了した著作物等の使用を禁止するために行使されてはならない。
3. 欧州議会及びEU理事会の指令 2001/29/EC 5条乃至8条、指令 2012/28/EU 及び2017/1564は、1項に規定する権利に関して準用する。
4. 1項に規定される権利は、報道出版物の公表後2年で消滅する。この期間は、当該報道出版物が公表された日の翌年1月1日から起算する。1項の規定は本指令発効日より前に最初に公表された報道出版物には適用しない。
5. 5. 加盟国は、報道出版物に含まれる著作物の著作権者に対して、報道出版者が情報社会サービスプロバイダから受領する報道出版物の利用の対価の適切な分配を受領することを規定しなければならない。

16条 公正な補償の請求

加盟国は、著作者が権利を出版者に譲渡又はライセンスしていた場合、当該譲渡又はライセンスは、譲渡又はライセンスされた権利の例外又は制限における著作物の利用に対する補償の分配を出版者が受け取る権利を有する十分な法的基礎となることを規定することができる。1段落の規定は、公貸権に関する加盟国における現在及び将来の取り決めに影響

を与えるものではない。

17条 オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダによる保護コンテンツの利用

1. 加盟国は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダが、利用者によりアップロードされた著作権で保護される著作物等を公衆にアクセスさせる場合、本指令の目的のために公衆への伝達又は公衆に利用可能とする行為を行うものであることを規定しなければならない。従って、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダは、著作物等を公衆に伝達する又は公衆に利用可能とするために、例えばライセンス契約を締結することにより、指令 2001/29/EC 3条1項及び2項に規定する権利の権利者から許諾を得なければならない。
2. 加盟国は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダが、例えばライセンス契約を締結することにより許諾を得た場合、当該許諾は、利用者が商業目的で行動していないとき、又は当該行為が著しい収入を生み出さないときは、指令 2001/29/EC の3条の適用範囲であるサービスの利用者によって行われる行為も含まれることを規定しなければならない。
3. オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダが、本指令に規定する条件に基づき公衆への伝達又は公衆に利用可能とする行為を行う場合、指令 2000/31/EC 14条1項に規定された責任の制限は、本条の対象となる場合には適用されない。本項1段落の規定は、本指令の適用範囲外の目的で、当該サービスプロバイダに対して指令 2000/31/EC 14条1項の適用可能性に影響を与えるものではない。
4. 何ら許諾が得られない場合、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダは次の事項を証明しない限り、著作権で保護された著作物等を公衆へ利用可能とする行為を含み無許諾で公衆へ伝達することにつき、責任を負わなければならない。
 - (a) 許諾を得るための最善の努力をしたこと、及び
 - (b) 権利者が関連する必要な情報をサービスプロバイダに提供した特定の著作物等を、確実に利用できないようにする措置を講じるために、専門家として注意を求められる高度の業界標準に従い最善の努力をしたこと、並びにいかなる場合も
 - (c) 通知された著作物等へのアクセスを制限し、又はウェブサイトからそれらを削除するために、権利者から十分に立証可能な通知を受領した後直ちに、迅速に対応し、かつ(b)に従い将来的なアップロードを防止する最善の努力をしたこと
5. 当該サービスプロバイダが4項に規定する義務を遵守しているかどうかを判断するために、比例原則に照らして、特に次の要素を考慮しなければならない。
 - (a) サービスの種類、視聴者及び規模、並びに利用者によりアップロードされた著作物等の種類

(b) 適切かつ効果的な手段の利用可能性及びサービスプロバイダに生じるそれらの費用

6. 加盟国は、新たなオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダについては、当該サービスが欧州連合において公衆に利用可能となってから3年未満、かつ欧州委員会勧告2003/361/ECに基づき算定された年間売上高が1000万ユーロ未満の場合、4項に規定する責任体制に基づく条件が、4項(a)の遵守に限定されること、及び十分に立証可能な通知を受領後直ちに、通知された著作物等へのアクセスを制限するために、又はウェブサイトからそれらを削除するために、十分に立証可能な通知を受領後直ちに、迅速に対応することだけに限定されることを規定しなければならない。当該サービスプロバイダの月間のユニークな訪問者数の平均値が、前年に基づく計算により500万を超える場合、サービスプロバイダは、権利者が関連する必要な情報を提供した通知の対象となる著作物等が将来的にアップロードされることを防止するために最善の努力を行ったことを証明しなければならない。
7. オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダと権利者の協力が、著作物等が例外又は制限の範囲である場合を含め、利用者によりアップロードされた著作権及び隣接権を侵害しない著作物等の利用可能性を、結果的に妨げることにつなげてはならない。加盟国は、各加盟国における利用者がオンラインコンテンツ共有サービス上で生成したコンテンツをアップロードし利用可能とする場合、次の既存の例外又は制限のいずれかを援用できることを保証しなければならない。
 - (a) 引用、批評、評価
 - (b) 風刺、パロディ又は模倣の目的のための利用
8. 本条の適用は、いかなる一般的監視義務も課してはならない。加盟国は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダが、要求に応じて、権利者に対して、4項に規定する協力に関し、その実行の機能に関する適切な情報、及びライセンス契約がサービスプロバイダと権利者の間で締結された場合は、当該契約の範囲となるコンテンツの利用に関する情報を提供しなければならないことを規定しなければならない。
9. 加盟国は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダが、利用者によってアップロードされた著作物等へのアクセスを無効にすること又はそれらの削除に関する紛争が生じた場合に、当該サービスの利用者が利用できる効果的かつ迅速な不服申し立て及び救済の仕組みを提供することを規定しなければならない。権利者が自己の特定の著作物等へのアクセスを無効にすること又は削除することを要求する場合、権利者は、当該要求の理由を十分に正当化しなければならない。1段落に規定する仕組みに基づき提出された不服は、不当に遅滞することなく処理されなければならない。又、アップロードされたコンテンツへのアクセスを無効にすること又は削除することの決定は、自然人による審査の対象としなければならない。加盟国は又、紛争解決のために裁判外の紛争処理の手続きを可能としなければならない。当該手続きは、紛争の公平な解

決を可能とするものでなければならず、かつ効率的な司法救済を求める利用者の権利に影響を与えることなく、加盟国の国内法により与えられる法的保護を利用者から奪うものであってはならない。特に、加盟国は利用者が著作権及び隣接権に対する例外又は制限の適用を主張するために、利用者が裁判所又はその他関連の司法当局を利用できることを保証しなければならない。本指令は、EU 法に規定された例外又は制限に基づく利用のように、正当な利用には何ら影響を与えてはならず、かつ、指令 2002/58/EU 及び規則 2016/679 に基づく場合を除いて、個人利用者の特定や個人情報の処理につながってはならない。オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダは、その利用者が、EU 法で規定されている著作権及び隣接権に対する例外又は制限に基づき著作物等を利用できることを、契約条件において利用者に通知しなければならない。

10. 本指令発効日をもって、欧州委員会は、加盟国と協力し、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダと権利者との間の協力に関するベストプラクティスについて議論するために、利害関係者間の協議の場を設けなければならない。欧州委員会は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダ、権利者、利用者団体及びその他利害関係者と協議後、当該利害関係者間の協議の結果を考慮した上で、特に4項に規定する協力に関する本条の適用についての指針を公表しなければならない。ベストプラクティスの議論においては、特に、基本的権利と例外及び制限の利用とのバランスを取る必要性について、特に考慮するものとする。利害関係者間の協議のために、利用者団体は、4項に関するオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダの取組みの機能について適切な情報を入手できるようにしなければならない。

18 条 適切かつ相当な報酬に関する原則（新設）

1. 加盟国は、著作者及び実演家が、自己の著作物等に関する排他的権利を付与又は譲渡する場合、適切かつ相当な報酬を受ける権利があることを保証しなければならない。
2. 加盟国は、前項の原則を国内法で実施する場合において、異なる枠組みを用いることができる。ただし、契約の自由及び権利利益の衡平の原則を考慮しなければならない。

19 条 透明性の義務

1. 加盟国は、著作者及び実演家が、定期的に、少なくとも年1回以上、各分野の特性を考慮した、最新の、信頼できる包括的な情報(著作物及び実演が、権利のライセンス又は移転を受けた団体、又はその相続人に利用されたという情報、特に利用形態、生じた利益及び報酬額に関するもの)を受け取ることを保証しなければならない。
2. 加盟国は、1項に規定する権利がその後再許諾された場合は、著作者及び実演家並びにその代理人の要求に応じて、最初の契約相手が1項の目的に必要な全ての情報を保有していない場合は、サブライセンシーから追加情報を受け取れるようにすることを保証しなければならない。

上記の追加情報が要求される場合、著作者と実演家の最初の契約の相手方は、サブライセンシーのアイデンティティに関する情報を提供しなければならない。

加盟国は、最初の条項に従うサブライセンシーへの全ての請求について、直接的に、又は著作者又は実演家の契約相手方を通して間接的に行われると規定することができる。

3. 1項の義務は、各分野における高い透明性の水準を保証する上で、相応かつ効果的でなくてはならない。加盟国は、1項により生じる管理上の負担が、著作物及び実演の利用によって生じる利益を考慮して不相応である正当な理由がある場合、合理的に予想される情報の種類及び程度まで責任を制限することができる。
4. 加盟国は、著作物又は実演全体を考慮して著作者又は実演家の貢献が重要でない場合には1項の義務を適用しない、という決定をすることができる。ただし、著作者及び実演家が20条1項に基づく権利の行使のために情報を要求し、その目的のための請求であることを証明した場合はこの限りでない。
5. 加盟国は、団体交渉協定の対象となる合意、又はそれに基づく合意について、当該団体交渉協定の透明性の規則が、1項から4項に規定された基準を満たすことを条件として、適用できると規定することができる。
6. 指令2014/26/EU 18条が適用される場合、1項に定められた義務は、同指令の3条(a)及び(b)に定められた団体又はその指令を実施する国内法の適用を受ける他の団体によって締結される契約に関しては適用されない。

20条 契約調整の仕組み

1. 加盟国は、著作者及び実演家が、利用権について契約を締結した当事者又はその承継人に対して、当初合意した報酬が著作物又は実演の利用によって生じる後続の関連収益及び利益と比べて不相応に低い場合で、本条に規定されたものと同等の内容を規定する適用可能な団体交渉協定が存在しない場合、追加の適切かつ公平な報酬を請求する権利を有することを保証しなければならない。
2. 1項の規定は、指令2014/26/EU 3条(a)及び(b)に定義されている団体、又はその指令を実施する国内法の適用を受ける他の団体によって締結される契約には適用されない。

21条 代替的紛争解決の手続

加盟国は、19条に基づく透明性義務及び20条に基づく契約調整の仕組みに関する紛争が、任意の代替的な紛争解決手続に従うことができることを定めなければならない。加盟国は、著作者及び実演家の代表組織が一人以上の作家又は演奏者の特定の請求に応じてそのような手続を開始できることを保証しなければならない。

22 条 取消権（新設）

1. 加盟国は、著作者又は実演家が、著作物又はこれに付随する権利の対象となる事項について独占的利用権を設定し又は権利を譲渡した場合において、当該著作物又はこれに付随する権利の対象となる事項の利用がなされていない場合、そのライセンス又は権利の移転の全部又は一部を取り消すことができることを保証しなければならない。
2. 1 項に規定する取消権に関する具体的な規定を国内法に定める場合、以下の各号に規定する事項を考慮することができる。
 - (a) 異なる分野、異なる著作物又は実演の態様に基づく特殊性
 - (b) 著作物又はこれに付随する事項が複数の著作者又は実演家の貢献による場合、個々の貢献の相対的重要性、及び個々の作者による取消権の行使によって影響を受ける全ての著作者及び実演家の正当な利益

加盟国は、そのような著作物又は他の事項が通常複数の作者又は出演者の貢献を含む場合、その著作物又は他の事項を取消権の適用から除外することができる。

加盟国は、そのような制限が異なる分野、異なる著作物又は実演の態様に基づく特殊性によって正当化される場合、特定の期間内に限り取消権を行使できる旨を規定することができる。

加盟国は、許可を取り消したり権利を譲渡したりする代わりに、著作者又は実演家が独占的利用権を終了することを選択できると規定することができる。
3. 加盟国は、1 項に規定する取消権は、ライセンスの締結又は権利の移転に続く合理的な期間の後にのみ行使することができる」と規定しなければならない。著作者又は実演家は、権利が許諾又は譲渡された人に対して通知し、許諾又は譲渡された権利を取消すにあたり適切な期限を設定するものとする。当該期限が過ぎた後、著作者又は実演家は、ライセンス又は権利の譲渡を取り消す代わりに、独占的利用権を終了することを選択できると規定することができる。
4. 権利の未利用の状態が、主に著作者又は実演家による是正が合理的に期待できる状況に起因する場合は、1 項は適用されない。
5. 加盟国は、1 項に規定する取消権と異なる契約上の条項は、団体交渉協定に基づく場合にのみ有効であると規定することができる。

23 条 共通規定（新設）

1. 加盟国は、19 条、20 条及び 21 条の遵守を妨げるいかなる契約上の条項も、著作者及び実演家に関して法的強制力がないことを保証しなければならない。
2. 加盟国は、18 条から 22 条までが、指令 2009/24/EC 2 条の定めるコンピュータプログラムの著作者には適用されないことを規定しなければならない。

V編 最終規定

24 条から 32 条まで省略。

注記

- 1) European Parliament, “DIRECTIVE (EU) 2019/790 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC”

<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/790/oj>